

○深谷市住居表示審議会条例

平成18年1月1日条例第18号

改正

平成22年9月30日条例第23号

平成22年12月21日条例第32号

深谷市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定に基づく本市の住居表示に関し、その適正な実施を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ重要事項を調査審議する深谷市住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 自治会長

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議終了の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴

くことができる。

(結果報告)

第7条 会長は、会議が終了したときは、速やかに審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住居表示に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。